

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">みその生産行程についての検査方法</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 生産行程についての検査 生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が生産荷口ごとに、<u>簡条 5</u> の記録（以下“管理記録”という。）を適切に作成・保管し、当該記録に基づき、<u>次の事項について確認することによって行わなければならない。</u></p> <p>a) 当該生産行程に係る管理記録が当該生産荷口に係るものである<u>こと。</u> b) 当該生産荷口に係る生産行程が、<u>JAS 0022 の簡条 4 に適合するものであること。ただし、みその生産において、こうじ菌を用いない場合にあっては、JAS 0022 の 4.2～4.4 を除く。</u></p> <p>5 管理記録 管理記録に記載すべき事項を次に示す。<u>ただし、みその生産において、こうじ菌を用いない場合にあっては、a)～c)を除く。</u></p> <p>a)・b) （略） c) <u>こうじの生産記録 [種こうじの使用重量、こうじの別 (ばらこうじ又は豆こうじ)]</u> d) （略） e) <u>みその生産記録 (原材料の配合, 製品仕様書, 製造工程図, 生産年月日及び生産重量)</u></p>	<p style="text-align: center;">みその生産行程についての検査方法</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 生産行程についての検査 生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が生産荷口ごとに、<u>簡条 5 に掲げる事項の記録</u>（以下“管理記録”という。）を適切に作成・保管し、当該記録に基づき、<u>次に掲げる事項について確認することにより行うものとする。</u></p> <p>a) 当該生産行程に係る管理記録が当該生産荷口に係るものである<u>こと</u> b) 当該生産荷口に係る生産行程が、<u>JAS 0022 の簡条 4 に適合するものであること</u></p> <p>5 管理記録 管理記録に記載すべき事項を次に示す。</p> <p>a)・b) （略） (新設) c) （略） d) <u>みその生産記録 [種こうじの使用重量、こうじの別 (ばらこうじ又は豆こうじ), 製品仕様書, 製造工程図, 生産年月日及び生産重量, ブレンドの情報]</u></p>